

令和4年度 京都市立羽東師小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがない様、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方自治体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

羽東師小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

管理職・生徒指導部（生徒指導主任・各学年の生徒指導部・養護教諭）
SC（スクールカウンセラー）

ウ 開催時期

- ・毎月1回生徒指導定例会を行う。必要に応じて会議を招集する。
- ・事案に応じて、管理職、生徒指導主任、当該学級担任によるケース会議を実施する。

エ 委員会の役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画等の確認等。
- ・未然防止、早期発見に向けての対策等の検討。
- ・各学年の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応。
- ・関係機関・専門機関との連携対応。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」や「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・ 4月、5月、6月、8月、10月、3月に生徒指導研修会を実施する。
- ・ 内容は、「生徒指導年間計画」の共通理解、「児童理解（年3回）」、「生徒指導の三機能について」、「いじめアンケートの実施について」、「年間反省」。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善と充実（「分かる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

- ・ 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・ 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・ 帯時間を活用した基礎・基本の徹底を図る。

イ 道徳教育、人権教育の充実（豊かな感性と温かい心を育む道徳教育）

- ・ 道徳実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・ 道徳の時間以外の道徳教育の補充・進化・統合を図り、日常の活動と道徳性との関連を深める中で、自己を見つめさせる時間にする。
- ・ 外部講師の活用による非行防止教室やケータイ安全教室・薬物乱用防止教室の実施。

ウ 体験活動の充実

- ・ 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間作りや自立的な態度の育成を行う。
- ・ 学級活動、縦割り活動、部活動等を通しての児童同士の人間関係づくりを行う。

エ 児童生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 児童会や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・ 児童会を中心にあいさつ運動を行う。
- ・ 異年齢集団の交流を深め、共感的人間関係を育成する。
- ・ 委員会活動にて、自主的・実践的な活動を通して、自己決定の場をつくる。
- ・ 清掃活動等の日々の活動で、責任感や協働する姿勢の育成を図る。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・ 中学校ブロックで連携し、人権意識を高めるポスター製作を呼び掛け、掲示する。
- ・ 学級で自己肯定感を高める授業や取り組みを行い、自己存在感を与える。
- ・ 全校で人権に関わる取り組みを行い、学年をこえた交流を行う。

カ 保護者の啓発

- ・ 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「羽束師小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・ 道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを進める。

キ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・クラスマネジメントシート等を活用し、学級経営の充実を図る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・登下校、休み時間、掃除時間などの校内巡視による児童の見守り活動を実施する。
- ・全教職員による児童の状況の把握と共有
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・年に2回、いじめアンケートを実施する。
- ・学校評価の児童によるアンケートにおいて、いじめに関する項目を入れることで、いじめに関する実態の把握・早期対応に努める。
- ・クラスマネジメントシートを活用し、児童の実態把握と学級経営の見直しを行う。

ウ 教育相談体制の実施

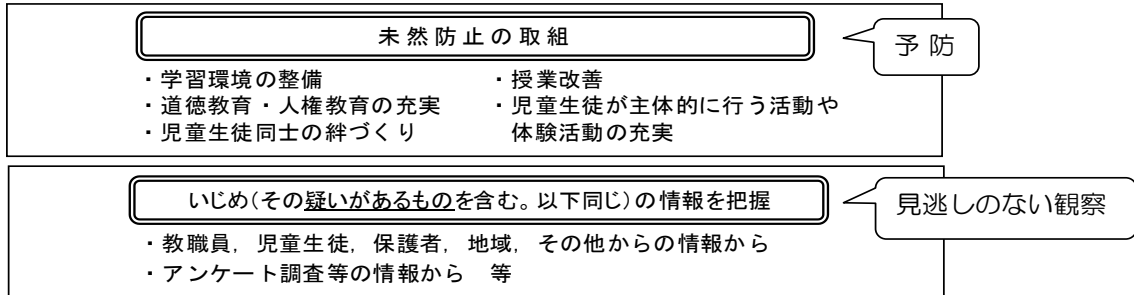
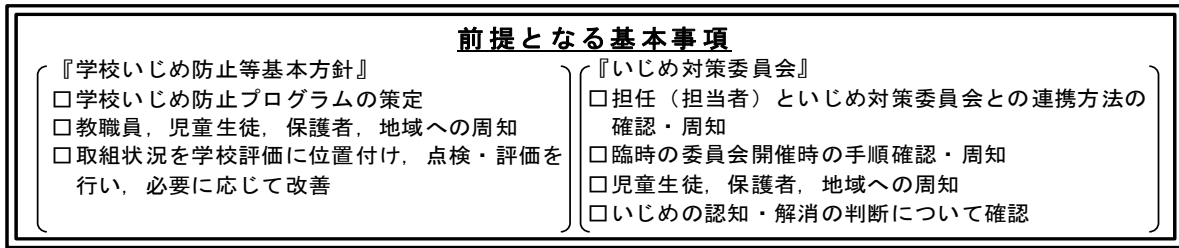
- ・アンケート実施後、必要に応じて教育相談を実施したり、児童の観察に努めたりする。
- ・各種調査等結果の検証及び組織的な対処の検討を行う。
- ・「生徒指導定例会」による定期的な情報共有と具体的な取組方針の決定を行う。
- ・スクールカウンセラー（SC）や養護教諭と連携することで、組織的な教育相談体制を整え、日常的な情報交換を図る。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- 【正確な事実関係の把握】
 - ・速やかな対応，丁寧な聞き取り，正確な事実関係の記録（被害の態様，状況，構造，動機，背景など）
- 【迅速な対応】
 - ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
 - ・加害児童への責任ある毅然とした指導
 - ・保護者との連携
- 【組織的な取組】
 - ・いじめ対策委員会（生徒指導部）を中心とした組織的対応
 - ・重大事態発展への予防と防止
 - ・学級，学年，学校の集団全体を見据えた指導の実施

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



ウ ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連についての指導を行う。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ教室」の内容を他学年の児童にも周知する。
- ・上記の内容について、地域や保護者への啓発に努める。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

【学校全体での継続的な指導・支援】

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質向上の取組

【個々の教員の指導力の向上と組織力の向上】

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・ケース会議の開催
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

4 保護者・地域、関係機関との連携

（保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組）

【人権尊重に関わる保護者への意図的な働きかけ】

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・学校便りを中心とした非行防止教室等の取組の情報発信
- ・神川中学校ブロック地域生徒指導連絡協議会での連絡会や研修を中心とした、学校間、保護者間、地域間の連携の推進
- ・新入学児童保護者に対する、入学説明会での啓発

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に関わる事実関係等その他の情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

【京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議】

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校における調査

- ・学校に調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会における調査

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

関係機関等と連携した関係児童へのケアと指導

- ・教育委員会・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察・児童相談所等の関係機関と連携した、関係児童に対する適切な指導とケアの実施

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画提案」「『学校のきまり』見直し」 「学校いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」 生徒指導校内研修会① 「生徒指導の三機能について」 生徒指導定例会（いじめの防止等の対策のための組織の会議）①※以下「生徒指導定例会」と記載。 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 入学式 学級開き 委員会活動① 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（4～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 入学式後の保護者説明会 授業参観① 学級懇談会① 家庭訪問
5	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等，気になる児童の確認」 生徒指導校内研修会② 「あたたかく見守る児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 憲法月間の講話『いじめの問題について』 朝会にて「いじめ対策委員」の紹介 1年生を迎える会 委員会活動② 		<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針（学校ホームページにて公表）
6	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会③ 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 生徒指導校内研修会③ 「いじめアンケート・クラスマネジメントシートの実施についての注意点」 「第一回学校評価の実施に向けて」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 委員会活動③ 【6年】 修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式いじめアンケートの実施，学年集約と共有① クラスマネジメントシートの実施①（4～6年），学年集約と共有 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向け啓発パンフレット配布 学校運営協議会① 授業参観②（道徳）
7	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名式いじめアンケートの結果」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 「夏休みのくらし」の配布と学級指導 委員会活動④ 		<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会①
8	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し・共有① P D C A サイクル」 生徒指導校内研修会④ 「自己指導能力の向上について」 			
9	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 職員会議 「第一回学校評価の結果の共有」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 人権についての取組 委員会活動⑤ 		<ul style="list-style-type: none"> 授業参観③ 学校運営協議会② 学校だより①

10	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 生徒指導校内研修会⑤ 「あたたかく見守る児童, 成果と課題の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・運動会 ・委員会活動⑥ 		
11	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・委員会活動⑦ 【5年】 ・花背山の家宿泊学習 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権参観・講演会④ (道徳・人権学習)
12	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会⑨ 「第二回学校評価の実施に向けて」② 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直し・共有② P D C A サイクル」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・人権についての取組 ・「冬休みのくらし」の配布と学級指導 ・委員会活動⑧ 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間, 学校便りにて啓発 ・個人懇談会②
1	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名式いじめアンケートの結果」 職員会議 「第二回学校評価の結果の共有」② 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・委員会活動⑨ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式いじめアンケートの実施, 学年集約と共有② ・クラスマネジメントシートの実施② (4～6年), 学年集約と共有 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観⑤ ・学校だより②
2	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・委員会活動⑩ 【6年】 ・小中連携① 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会での学校長の講話 ・家庭地域教育学級での講演会 ・授業参観⑥ ・学級懇談会② ・学校運営協議会③
3	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導定例会⑫ 「学校いじめ防止プログラムの見直し・共有③ P D C A サイクル」 「次年度の基本方針の確認」 生徒指導校内研修会⑥ 「あたたかく見守る児童, 成果と課題の共有」 「今年度の反省と次年度への課題」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・6年生を送る会 ・卒業式 ・委員会活動⑪ 【6年】 ・小中連携② 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け, アンケート等の結果の学年集約 (全年学) ・アンケート原本の保管 (5年保存) 	
<p>※以下の事項の内容や回数をもとに実施時期などを策定・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止プログラムの見直し・共有 P D C A サイクル」 ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」 ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議 (生徒指導定例会)」「生徒指導校内研修会」 ・「授業参観」「休日参観」「自由参観」「学級懇談会」「家庭訪問」「個人懇談会」「学校運営協議会」 <p>※年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として, 学習環境の整備や授業改善はもとより, 道徳教育, 人権教育の充実, 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実を図る。</p> <p>また, 児童同士の絆づくりについては, すべての教育活動を通じて行う。</p> <p>※「いじめ対策委員会」については, いじめ事案の発覚時に, 速やかに臨時で開催する。</p> <p>事案の経過や解消の確認については, 随時生徒指導定例会で検討を行い, 情報等を共有する。</p>				

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校により, 予定の一部を延期及び中止することがある。